

肝炎ウイルスによる慢性肝疾患で療養中の方へ

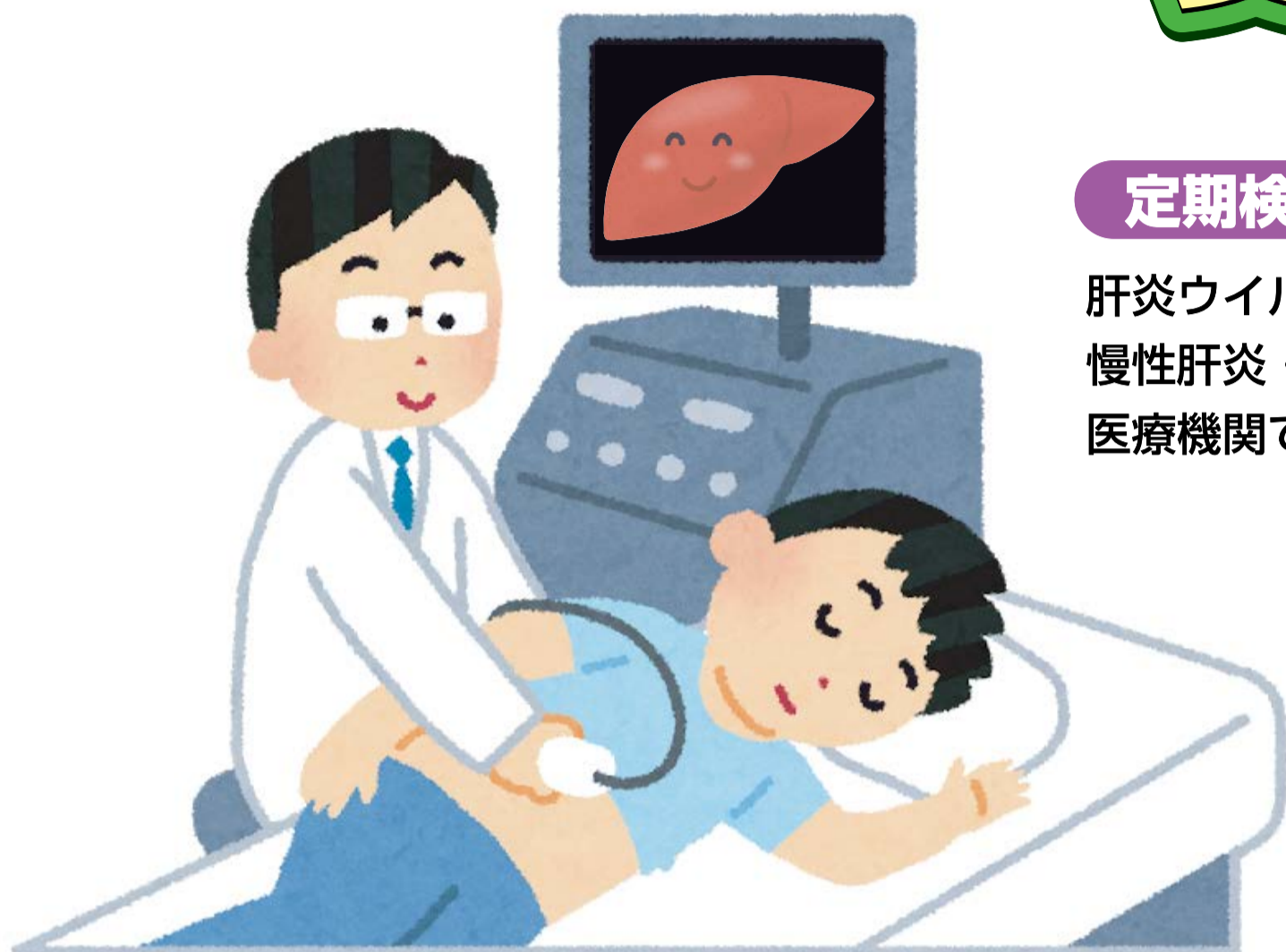
知っていますか？

定期検査費用の助成が受けられます

(東京都ウイルス性肝炎重症化予防推進事業)

定期検査とは

肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方が、医療機関で病状把握のために定期的に受ける検査です。



助成を受けられる回数は、1年度あたり2回分です。

区市町村又は東京都保健所が実施した肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ初回精密検査費用の助成も実施しています。

対象となる方

- 申請時に東京都内に住民票のある方
- 肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方（治療後の経過観察の方も含みます。）のうち、**住民税非課税世帯又は区市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯**に属する方

助成の条件

- 定期的な状況確認の連絡（フォローアップ）を受けることに同意すること
- 検査実施時にB型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成の医療券の交付を受けていないこと
- 東京都肝臓専門医療機関で受けた検査**であること

対象となる費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び血液検査、超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

※肝硬変・肝がんの場合は、CT撮影又はMRI撮影も対象

※各検査において造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象

※**区市町村民税課税者については、病態によって助成1回につき、自己負担額があります。**

医療機関の会計窓口で支払った自己負担分を助成します。

費用の請求方法

定期検査後に、必要書類を東京都疾病対策課へ**郵送**してください。

年度内2回分の検査をまとめて請求することもできます。

- (1) 所定の請求書
- (2) 東京都肝臓専門医療機関の領収書及び診療明細書（レシート・コピーは不可）
- (3) 住民票の写し（住民票上の世帯**全員**の記載のあるもので、請求日前3か月以内に発行のもの）
- (4) 住民税非課税証明書又は区市町村民税の課税年額を証する書類（上記(3)の**全員分**。ただし、満20歳未満の世帯員は除く。）
- (5) 所定の区市町村民税額合算対象除外申請書（※**該当する方のみ**）
- (6) 所定の診断書（※**診断書発行にかかる費用は助成されません。**）
- (7) 所定のフォローアップ事業参加同意書



詳しく説明したリーフレットと所定の申請書類は、東京都福祉保健局のホームページ又は東京都肝臓専門医療機関から入手してください。



お問合せ先 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 電話 03-5320-4476

東京都肝臓専門医療機関など詳しくは <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/> 東京都 肝炎対策

東京都福祉保健局